

3. 地下水汚染に関する法体系

3. 1 水質汚濁防止法による地下水保全対策のしくみ

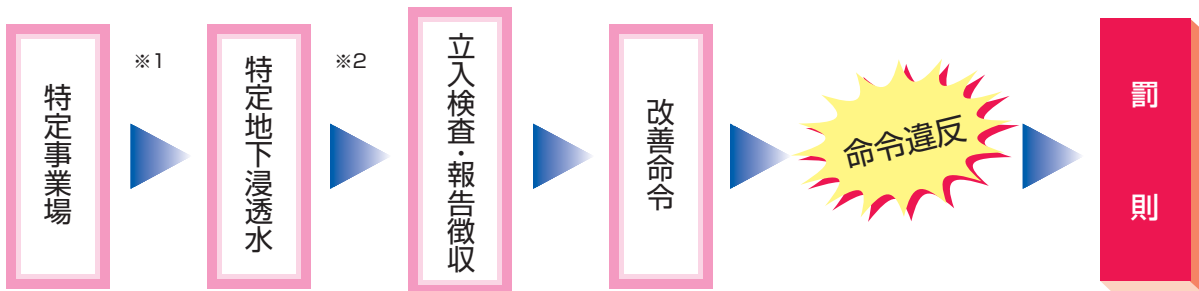
地下水質の常時監視 法第15条、16条、17条

都道府県知事等が地下水質の常時監視を行い、結果は公表されます。



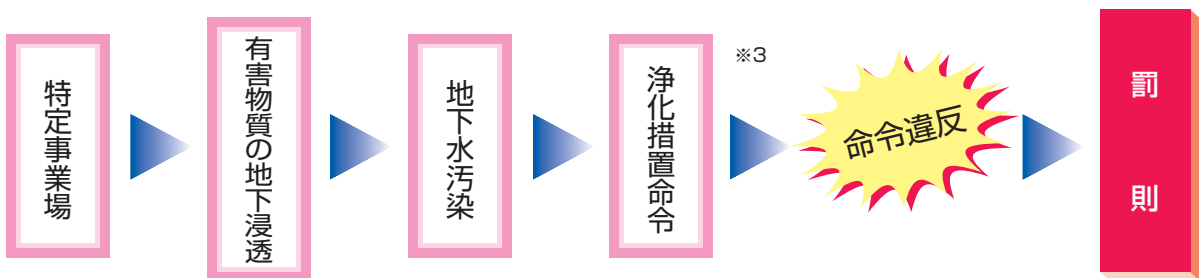
有害物質の地下浸透の禁止 法第12条の3

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質を含む水の地下浸透は禁止されています。



汚染された地下水の浄化 法第14条の3

都道府県知事等が、汚染原因者に対して、汚染地下水の浄化措置を命令できることとなっています。



- 注) ※1 特定事業場：特定施設（水質汚濁防止法に基づいて定められた汚水又は廃液を排出する施設）を設置している工場又は事業場
※2 特定地下浸透水：有害物質の製造、使用又は処理を行う特定施設から地下に浸透する水
※3 浄化措置命令：地下水の浄化措置命令では、地下水を飲用に利用している地点等で地下水汚染が判明していることが必要です。一方、土壌汚染対策法の調査命令では、汚染のある地点と地下水の飲用等の地点が離れていても命令を行いうる点で、地下水の浄化措置命令とは異なります。

図3-1 水質汚濁防止法による地下水保全対策のしくみ

3. 地下水汚染に関する法体系

3. 2 地下水質の保全に関わるその他の法律

3.1で示すように、水質汚濁防止法では、有害物質を含む水の地下浸透を禁止することによって、地下水汚染の未然防止を図るとともに、汚染された地下水に関する浄化措置を命ずる制度を設けていますが、水質汚濁防止法以外にも、以下の法律が地下水汚染の未然防止や浄化に関わっています。

■土壌汚染対策法

有害物質による土壌汚染の状況の把握、汚染の除去等の措置を定めることにより、国民の健康を保護することを目的とする法律です。有害物質を使用等する施設の使用が廃止された場合など、一定の契機をとらえて土壌汚染の調査を行うとともに、汚染の除去等の措置を講ずることにより、地下水汚染の未然防止が図られます。

■大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出や粉じんの飛散等を規制すること、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染の防止を図ることを目的とする法律です。大気中へのばい煙等の排出を規制することにより、土壌汚染防止、ひいては地下水汚染の未然防止に役立っています。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかることを目的とする法律です。埋立処分に係る施設や維持管理の基準を定めるとともに、有害廃棄物の埋立処分を規制することにより土壌汚染を未然に防止し、ひいては地下水汚染の未然防止に役立っています。

■化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

難分解性で人の健康を損なうおそれのある化学物質や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、化学物質の性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律です。有害な化学物質の製造・使用等を規制することで間接的に地下水汚染の未然防止に役立っています。

■特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の状況及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする法律です。埋立処分などによる土壌への排出や廃棄物としての移動量を把握・報告させ、それらを抑制することで、間接的に地下水汚染の未然防止に役立っています。